

【以善会レポート】第十四弾

『慊堂諫艸』註釈（二）

Ⅱ 太田資始の継嗣に関する意見書Ⅱ

中山正清

(e) 慊堂の覚悟

／此

事御取用被遊得は、御家之御繁栄

御前様之御賢徳も御器量も天下後世迄可奉

仰候。私儀も一生仕候所之学問御用に立難有奉

存候。若御意に逆候時は御目通不相叶か御

咎被仰付候か甚敷候はは御手討被遊候か、何

れ私身分安穩なる訳無之候³得とも、廿四年以前

御奉公之始より御家に指上候身分奈何様に被

成下候而も、御家之ため

御前様之ためなればと、十五年以来煉詰候存意³⁴

不包不隠奉申上候に付、口上之内不届之申分も

多々可有之候得とも、一片ノ赤心³⁵御憐愍能々御汲

分可被下置候くだしおかるべく／

33・『慊堂諫艸』によって慊堂が咎めを受けることはなかった。

・東京新聞の明治二十五年（一八九二）から同三十一年まで断続的に掲載された、天保前後の著名人の逸話集である山田三川著『想古録』には、慊堂の話として以下のエピソードが載っている。引用文中の（※）は中山。

（※資始は）又書を読み、「忠臣君を怒らず」と云へる処に至りて深く感嘆し、爾来直言抗弁の士を眷愛し、我を怒らすものは忠臣なりとて、侍臣の諫争を奨励せられたり。

【小出昌洋編『想古録 2』（平凡社東洋文庫、一九九八年）一九〇頁】

鈴木瑞枝著『松崎慊堂』は、このエピソードを引いて、「まさか慊堂がこの話しを三川にした時、『慊堂諫艸』のことが頭にあったとは思えない」と記している。

ただ、『諫艸』を提出するに当たって、慊堂は相当の覚悟をしていたことが文面からうかがえる。結果として『諫艸』の提言が実現することはなかったが、覚悟をもってしたためた『諫艸』の成果として、資始が「直言抗弁の士」を眷愛（目をかけかわいがること）するようになったと、慊堂が心中で自負していたと考えることができるだろう。

【前掲『松崎慊堂』一六五頁】

【前掲『広辞苑』「眷愛」項】

【前掲『広辞苑』「存意」項】

【前掲『広辞苑』「赤心」項】

34・心持のあるところ。かんがえ。存念。

35・いつわりのない心。まごころ。

（f）資始が仮養子になった経緯

御先代様御初入部³⁶之節、御末家内蔵頭様³⁷に御
血脈御坐候所、

御前様を御仮養子に被遊候事、無御扱子細^{おんよんどころなき}

有之。其訳は御末家は御血脈且内蔵様奥様は

兼而^{かねて}

大悟院様御養女に候得は、尚太郎様³⁸を御願

可被遊之処、今は古人ならせらるゝ外祖父松平大

隅入道様³⁹御事御意に不被為叶⁴⁰、且は彼奥

様も

大悟院様御部屋に一年程も御逗留中御意^{とまりゆう}

に不被為入⁴¹、其上^{そのうえ}

御先代様にも当時廿七歳に被為成候得は万^ば

一御大變之御心遣も曾而⁴²不被為在、惟御大法⁴³

に付御仮養子之儀、水戸様⁴⁴吉田侯⁴⁵など御^ど

問合御坐候所、

方叟様御城中⁴⁶に而^て

御前様を御仮養子に御頼^{たのみ}被仰入、

御先代様を御招^{まねき}に而

御前様を御逢^{あわ}せ被遊候所、不思議之御事

御前様御人品^{じんびん}⁴⁷

御先代様と能^{よく}も被為似候故、真之御骨肉⁴⁸之様

被思召、不^ふ図^と御約束被遊候と御在所⁴⁹に而

御意奉^{うかがいたてまつり}伺候。／

36・資言が初めての参勤交代で掛川に赴くのを幕府から許可されたのは、

文化六年（一八〇九）六月十三日。

【『家譜』卷之五】

37・掛川藩主太田家の分家で旗本（五千石）の太田彦十郎資寧。隠岐守とも名乗る。中奥小性（文化四年（一八〇七）、小普請組支配（文政五年（一八二二）、日光奉行（同十一年）、小性組番頭（天保七年（一八三六）、留守居（同八年）、家定公御側（同十年）を歴任した。

【小川恭一編著『寛政譜以降 旗本家百科事典 第一卷』（東洋書林、一九九七年）五五二頁】

・資寧には兄資承（母は正室の内藤忠義の女）がいて、天明元年（一七八一）二十歳のときに將軍家治に拝謁しているが、正式に家督を継ぐ前に死去したのであろう。資承には正室松平信直の女が産んだ新十郎という息子がいたが、父資倍の跡を継いだのは資寧だった。なお、資寧のはじめの諱は資寛だった。

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 第四』三八三頁】

・資寧は安政五年（一八五八）九月二十二日死去。歌道を好んだ。

【『箕輪町誌 歴史編』（長野県箕輪町、一九八六年）五一六頁】

・『慊堂先生語録』によれば、資寧には、文政十年（一八二七）一月の時点で四人の息子がいた。

【前掲『慊堂先生語録』八頁】

・資寧の娘の於加久（妙華院、享和三年（一八〇三）〜文政九年（一八二六））は、後に十二代將軍となる家慶（在職：天保八年（一八三七）〜嘉永六年（一八五三））の側室で、夭折した男子（文政五年（一八二二）誕生、同年死去）、夭折した女子（文政九年誕生、同年死去）をもうけた。

【竹尾善筑著『幕府祚胤伝』（『柳営婦女伝叢』へ国書

刊行会、一九一七年）三八五、三八八〜三八九頁…

国立国会図書館デジタルコレクション収載】

38・資寧の惣領として家督を継いだ資師。式部、主殿、内蔵頭とも名乗る。家定公小性（天保十年（一八三九））、中奥小性（嘉永六年（一八五三））を務め、安政二年（一八五五）に家督を継ぐ。文久二年（一八六二）死去。

【前掲『寛政譜以降 旗本家百科事典 第一巻』五五三頁】

39・三河奥殿藩（一万六千石）藩主松平乗友（宝暦十年（一七六〇）〜文政七年（一八二四））。太田資俊の養女を母とする。天明二年（一七八二）に家督を継ぎ、天明三〜六年にかけて領地の信濃や三河を飢饉が襲ったが、領内から餓死者を出さず、幕府から褒められている。また、天明六年、寛政元年（一七八九）、同二年に儉約令などを出して財政改革に取り組んだ。寛政二年に隠居した後も、藩の腐敗政治にメスを入れて愛妾らの権力を粛正した。しかし、隠居後に男子十七人、女子八人の子をもうけ、母や多数の側室の奥向入用費が財政悪化の原因となった。

【『三百藩主人名事典 第二巻』（新人物往来社、一九八六年）

「奥殿藩・松平乗友」項】

【『新編岡崎市史 近世3』（新編岡崎市史編さん委員会、一九九二年）

九六五〜九七七頁】

4 0・松平乗友が隠居後に多くの側室や子女を抱えて、奥殿藩の財政難を招いたことを懸念しているのであろう。註39参照。

4 1・内蔵頭の妻が一時資順の養女だったとき、資順の気に入らないことがあったとしているが、具体的には不明。

4 2・(打消しの語とともに用いて)全然。【前掲『広辞苑』「かつて」項】

4 3・ここである「御大法」は仮養子の制度のこと。註23参照。

4 4・資始(当時は堀田丈三郎)が資言の仮養子になった文化七年(一八一〇)当時の水戸藩主は徳川治紀(在職・文化二年(一八〇五)〜文化十三年(一八一六))。

【前掲『三百藩主人名事典 第二巻』「水戸藩・徳川治紀」項】

・このとき治紀が仮養子の候補に考えていたのは紀経(後に高松藩主頼恕)か紀教(後に水戸藩主斉昭)であろう。註14参照。

・太田康資の娘の英勝院(於勝・於梶の方、天正六年(一五七八)〜寛永十九年(一六四二))は徳川家康の側室で、家康の十一子で水戸家の祖頼房を養育している。水戸家が資言の仮養子を打診したのは、この縁によるものか。

【『戦国人名事典 コンパクト版』(新人物往来社、一九九〇年)

「英勝院」項】

4 5・文化七年時点の三河吉田藩主は松平信明(在職・明和七年(一七七〇)〜文化十四年(一八一七))。信明は、天明八年(一七八八)に老中に就任し、松平定信の寛政の改革を助けた。寛政五年(一七九三)の定信失脚後は老中首座となり改革路線を受け継いだ。

【前掲『三百藩主人名事典 第二巻』「吉田藩」項】

・定信の改革路線を引き継いだ老中には信明のほか太田資愛、戸田氏教(美濃大垣藩主)、本多忠籌(陸奥泉藩主)、安藤信成(陸奥磐城平藩主)、牧野忠精(越後長岡藩主)らがいて「寛政の遺老」と呼ばれる。

【久住祐一郎著『三河吉田藩』(現代書館、二〇一九年)

一〇四〜一〇五頁】

・信明の息子には家督を継いだ信順、美濃高富藩主本庄道昌の養子と

なる道貫、陸奥弘前藩主津軽信順の養子となる順承、旗本松平氏を継ぐ忠質、旗本内藤氏を継ぐ信志（忠行と改名）、旗本大森氏を継ぐ頼実、陸奥白川藩主阿部正篤の養子となる正瞭らがいる。

【『系図纂要』「清和源氏七」一一〇一二頁…
国立公文書館デジタルアーカイブ収載】

46・江戸城。

47・ひとがら。風采。

【前掲『広辞苑』「人品」項】

48・親子・兄弟などの血族。

【前掲『広辞苑』「骨肉」項】

49・国もと。

【前掲『旺文社古語辞典』「在所」項】

・ここでは掛川城。慊堂が資言から、資始を仮養子にした経緯を聞いたのは、資言が参勤交代で掛川城にいたときということになる。

(g) 資言葬儀の際の無念

／然所しかるところ

御先代（様力）誠に御意之外御大變被為入候以来、総すべ

而御機密之事、私不奉存候故、いかゞ其後御が

坐候哉。承伝しょうでん候には、御役人中之評議やはれ（イ）

御先代様之思召同様に而、尚太郎様御養被成おやしないなられ

候而は大隅入道様奈何様之御我儘に而御わがまま

家之御不為に可相成と申事故、弥いよいよ

御前様御婿養子むしに御願被遊候様御取扱申

候由に御坐候。右に付其節世上せじょうに而申候は、堀

田様は張り5 2当てられた、手も濡ぬらさす五万石を取

られた、太田様は先祖代々御苦勞之遺領いりょう5 3を血脉

之方をすて、他姓にわたされたなど、笑合申候。

まして兩地5 4御家来御領分之百姓5 5迄、御遠祖道

灌様以来御連綿れんめん之御家5 6御他姓に相成候事を

奉傷いたみたてまつらぬもの無之候。既に御在所より玉沢5 7に御

葬式之節、道中之会符えふ5 8にも

御前様御家督前故堀田丈三郎ゆえ5 9内何ノ誰と仕候様

申渡有之候を承うけたまわり、或は悲み或は憤り不申もの

無御坐候。私儀其節御葬穴そうけつ6 0等之世話被仰

付玉沢へ道中御宿割兼御先かねてに出立候しゅったつに付、

会符なしに罷越候所、罷歸候節賄方申聞候

には先触さきぶれ5 1にも堀田家内何ノ誰と申遣候間、右様

に会符仕候段申候得とも、しらぬ体ていに而其な

り罷歸申候。其節御供之面々之心持こころもち今も存出
申候得は、昔戦国之時分敵に打負けたる亡国ぼうこく
之浪人などは个様之心持かように可有之なと、申合
候事に御坐候。此は私始はじめ皆内蔵頭様御夫婦

尚太郎様及其家来迄にも一人も存知不申者共
之心持に御坐候なれば、ゆかりなど杯有之ものは尚なお

更之事さらと奉存候62。／

50・うけつたえること。

【前掲『広辞苑』「承伝」項】

51・文化七年（一八一〇）六月十五日、資言が掛川城で病気が重くなつたため、仮養子の堀田丈三郎を資言の娘婿として太田家を継がせるよう願書を提出。同十七日に資言が死去。同十九日に丈三郎は江戸・西久保の掛川藩邸に移り、八月十一日に資言の婿養子となり資始と改名、太田家を継いだ。資始と條が正式に結婚したのは文政二年（一八一九）十一月九日。

【前掲『家譜』卷之五】

52・勝負事に賭物をする。

【前掲『広辞苑』「張る」項】

・「張りあてられた」で「博打に勝たれた」という意味になる。
53・太田家は資俊が延享三年（一七四六）に上野の館林から掛川に移封となり、資俊―資愛―資順―資言と代々掛川藩主だった。

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 第四』三七九―三八二頁】

・「御苦勞之遺領」の「苦勞」には、小笠原長恭が掛川藩主のとき、盗賊日本左衛門の一味が遠江や駿河を荒らしまわり、掛川藩領でも大きな被害があったため長恭が陸奥棚倉に移封になり、その後太田資俊が掛川藩主になったことが含まれるか。

【『掛川市史 中巻』（掛川市、一九八四年）九四〇〜九四三頁】

・日本左衛門は、河竹黙阿弥作の歌舞伎の演目『青砥稿花紅彩画（あおとぞうしはなのにしきえ）』（通称『白浪五人男』）で盗賊の首領日本駄右衛門のモデルとして知られる。

黙阿弥作のものは文久二年（一八六二）初演だが、宝暦十一年（一七六一）に既に竹田治蔵・並木正三作『秋葉権現廻船語（あきばごんげんかいせんばなし）』（通称『日本駄右衛門』）が大坂で上演されている。

庶民の間で、日本左衛門への関心が長く続いていたことがうかがえよう。

【野島寿三郎編『歌舞伎・浄瑠璃外題事典』（日外アソシエーツ、一九九一年）「青砥稿花紅彩画」項、「秋葉権現廻船語」項】

54・掛川の城地と江戸藩邸。

55・一般の人民。

【前掲『広辞苑』『百姓』項】

・資始が藩主に就任した文化年間頃から、「藩政の内外に藩政展開上の諸矛盾が顕在化」していると『掛川市史』は指摘している。「御家来御領分之百姓」までが、道灌の血統ではない他姓の養子である資始が太田家を継いだことを「傷み奉らぬものこれなく」という背景には、「藩政の諸矛盾」があったと考えられる。

『市史』は、諸矛盾の顕在化の一つに「足軽不参」問題を指摘している。これは、文政四年（一八二一）に足軽の勤務実態を調べたところ、寄合等への不参加者が年々多くなっていた。同五年には、足軽不参の責任は小頭にあるとして、小頭を押し込めさせた、というもの。

【前掲『掛川市史 中巻』八二二〜八二五頁】

・また、文化十三年（一八一六）には、百姓一揆が起きた。同年閏八月四日に襲来した大風によって、農作物が甚大な被害を受けたため、駿河国志太郡や遠江国榛原郡などの藩領の百姓らが、掛川城大手門に押し掛け、追々年貢は減免されるだろうとの約束を取り付けて、各村に引き上げた。

このときの収納減高は計三万二二九石にのぼった。

【前掲『掛川市史 中巻』八〇二〜八〇七頁】

【『静岡県史 通史編4 近世二』（静岡県、一九九七年）

一一四九頁】

・上記のほかにも資始の襲封後、藩領はたび重なる災害に見舞われている。文化九年（一八一二）には大雨で流出・損壊・埋没家屋二三軒などの被害を出し、文政三年（一八二〇）には伊豆国那賀郡と加茂郡が大風雨により高五一四一石余、同六年には掛川や駿河・伊豆が大風雨による洪水で高一万八一〇五石余、同年には雨天と冷氣による虫付で高三万四六六石余の被害が出ている。

さらに同十年には伊豆国那賀郡田子村で百九十二軒が焼ける大火があり、同年には掛川と駿河国内の領分の大風洪水で高一万五八八一石余、翌十一年にも大洪水があり高二万六〇二五石余の被害を出している。【前掲『静岡県史 通史編4 近世二』一一四九〜一一五一頁】

56・掛川藩主の太田家は、道灌から資言まで男系が途切れることなく続いていたとしている。

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 第四』三七〇〜三八二頁】

57・静岡県三島市玉沢にある日蓮宗寺院の妙法華寺。太田資宗以降、太田家の歴代当主が葬られた。【前掲『家譜』巻之三〜巻之四】

58・江戸時代、幕府・武家・公家などが物資輸送に際して、特権を表示するため荷物につけた札。【前掲『広辞苑』「会符」項】

59・太田資始のこと。資言の葬儀が行われたときは、資始が太田家の家督を正式に継ぐ前だったため、「堀田丈三郎内：」の会符が使われた。註30参照。

60・死体を葬る穴。【前掲『広辞苑』「葬穴」項】

61・官人または貴人が道中する場合に、前もって沿道の宿駅に人馬の継立などを準備させた命令書。【前掲『広辞苑』「先触」項】

62・「其節御供之面々之心持」以下の一文は意味がとり難い。玉沢からの帰途、慊堂は内蔵頭家中の者と一緒になり「戦国之時分：」という言葉を聞いたのであろうか。とすれば、慊堂はそれまで内蔵頭家とは交際がなかったため、「一人も存知不申者共之心持」と記したのであ

ろう。従って「ゆかり杯有之もの」は、掛川藩士らを指すことになる。
・この後の慊堂と内蔵頭との関係は、『慊堂日暦』文政七年（一八二四）四月五日条にみえる。

○木主の背に題す（代）

我が宗侯はかつて余が家に命じて曰く、妾母の木主を御牌堂に置くことを得ず。この妾は嫡に匹せざるの礼は違うべからざるなりと。然れども春秋の義、母は子を以て貴し。故に駿州府君の母はまた妾なれど、その死するや、既にこれを御牌堂に置くことを得たり。これまた情のやむべからざるものなり。いま我が生母死せり。敢て先人の例をひき、その木主を祖庶母の次に置かんことを請い、宗侯これを許す。故にここに置き、因ってその由を鐫ることかくの如し。年月日。内蔵頭太田 欠欠 謹記。

つまり、太田家の宗家（掛川藩主）は分家に対し、母が側室の場合にはその木主（位牌）を、太田家の江戸の菩提所である本行寺の御牌堂に置くことを許していなかったが、内蔵頭（資寧）の父駿州（資倍）の母が死去したとき、この母は側室だったが位牌を御牌堂に置くことができたので、その例にならって側室だった内蔵頭の母の位牌も、資倍の母の位牌の隣に置くことを許された、ということをも慊堂が内蔵頭に代わって記している。

内蔵頭は正室が産んだ兄に代わって旗本太田家の当主となったため、側室から生まれた自らの正当性を確認するためにも、生母の位牌を本行寺に置きたかったのであろう。註37参照。

【『慊堂日暦 1』（平凡社東洋文庫、一九七〇年）】

（h）綱吉の將軍襲職

／右故以前

ゆえ

御前様に掛川より引越候而^{6 3} 始而御目見仕候

節、於西久保御殿^{6 4} 御七疊最初に申上候は、

殿有院様^{6 5} 御他界に而御子様不被遊為入候に

付、御遺命に而

常憲院様^{6 6} 御継被遊候。常憲院様は甲府清

容院様^{6 7} 御弟君に付、清容院様之御子

文昭院様^{6 8} 可被為継候所に御坐候。然所

常憲院様御継被遊天下之御政事は勿論且

御自身学問之御世話被為在格別御出精御

坐候に付、増上寺^{6 9} 方丈^{7 0} より御実母桂昌院様^{7 1}

へ、將軍家天下之御政事に御心勞被遊候所、

尚又御自身御学問之御世話迄被遊候^{7 2} 而は

御気根^{7 3} 之御毒に御坐候間、御異見^{7 4} 被仰上候

様申上られ候時、桂昌院様仰せには、上様は

御家督を被為継候御身には無之候得とも、

御先代様御目金を以御継被遊候事なれ

は、天下之為にはたとへ御命にさわり候とも可

被遊様にとこそ可申上候に、御異見申せとは

方丈はきこへぬ事を被申もの哉と被仰たり

63・掛川にいた慊堂が江戸に引越したのは文化九年（一八一二）。

【前掲「松崎慊堂略年譜」】

64・太田家は享和元年（一八〇一）六月十三日に西丸下の屋敷を返上して西久保江戸見坂に新たに拝領。文政五年（一八二二）七月に外桜田屋敷を拝領するまで、西久保が太田家の江戸上屋敷だった。

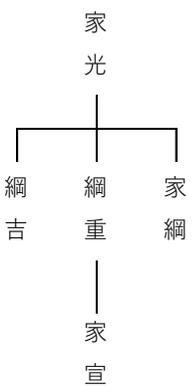
【前掲『家譜』巻之四、巻之五】

65・四代將軍家綱（在職・慶安四年へ一六五一）〜延宝八年（一六八

〇〇）。

【前掲「江戸幕府將軍表」】

・関係の徳川氏略系図は次の通り。



【前掲『新版角川日本史辞典』「諸家系図・徳川氏」】

66・五代將軍綱吉（在職・延宝八年（一六八〇）〜宝永六年（一七〇九））

【前掲「江戸幕府將軍表」】

67・甲府藩主徳川綱重（正保元年（一六四四）〜延宝六年（一六七八））。法号は清揚院。【『日本近世人名辞典』（吉川弘文館、二〇〇五年）】

68・六代將軍家宣（在職・宝永六年（一七〇九）〜正徳二年（一七一二））。

【前掲「江戸幕府將軍表」】

・徳川綱重の子。諱ははじめ綱豊。宝永元年（一七〇四）叔父綱吉の

養子となり家宣と改称。綱吉の死後、六代將軍に就任した。

【前掲『日本史人物辞典』「徳川家宣」項】

69・東京都港区芝公園内にある浄土宗鎮西派の本山。徳川家廟所として上野寛永寺と勢威を競った。

【前掲『新版角川日本史辞典』「増上寺」項】

70・住職。 【前掲『広辞苑』「方丈」項】

・ここである増上寺の方丈は、大僧正良誉上人のこと。

【『武野燭談』（宝永六年（一七〇九）成立、国史研究会編輯

兼発行、一九一七年）巻七「桂昌院殿の事」一〇四頁…

国立国会図書館デジタルコレクション収載】

71・桂昌院（寛永四年（一六二七）〜宝永二年（一七〇五））は徳川家光の側室で綱吉の生母。 【前掲『新版角川日本史辞典』「桂昌院」項】

72・將軍綱吉は元禄六年（一六九三）四月から同十三年十一月まで八年間にわたって、『易经』の講義を二百四十回開き、法親王・大名・旗本など好学の志ある者たちに拝聴を許した。

【揖斐高著『江戸幕府と儒学者』（中公新書、二〇一四年）一七九頁】

73・物事に堪え得る気力。根気。 【前掲『広辞苑』「機根・気根」項】

74・思う所を述べて人を諫めること。 【前掲『広辞苑』「異見」項】

75・『武野燭談』「桂昌院殿の事」に、綱吉が自ら儒学を講義しそのうち出家者には『周易』を講じていたが、元禄七年（一六九四）夏に良誉上人が桂昌院に、「（綱吉が）政務をこなした上に出家にまで講義しては身が持たないでしょう」と忠告すると、桂昌院は「万民に良い道を知らせるのは天下人の役割なので、講義することで命が縮まるのなら本望だ」と答えた話が載っている。

【前掲『武野燭談』一〇四〜一〇五頁】

(i) 養子だからこそ仁政を

御前様にも乍おそれながら恐御家を被つがせられ為継候はつずの御

身には不被為在候得とも、

見了院様御目金に而被為継候事、

常憲院様之被為継候様之御事に御坐候間、

御家之御為には格別に御心を被為盡

候様可思召候。御幼年に被為入候得は只今

は御分り被遊間敷候得とも、私御目見始に

第一に申上置候事御忘レ不被遊候様にと申

上候。定而今にも御覚も可被為入候。必竟御

他姓之御養君故、世上之風聞も御家来及百

姓共之氣受も御血脈之君同様には有御坐

間敷故、追々

先御兩代様之様に御尋等も御坐候は、乍

不及愚忠を可申上、且宜敷御時節には此一事

も可申上と奉存候間、先最初に此事申上置候

事に御坐候。扱又

御前様御初入部⁷⁹之節、呪詛^{じゆそ}之木人形を御居間

之縁下に埋^{うず}み有之候事を竊^{ひそか}に私に御意

御坐候を奉伺、何ものゝ仕^{つかまつり}候事にや、愚人^{しよい}の所

為^(せい) ⁸⁰とは申上候得とも、智者も愚者も太田家之

家子郎党なれば譜代恩顧之身、御代々

御血統様に仕へ来り候所、御他姓に被^{ならせられ}為成候得は、

御役人共及私共之様御側近御懇命⁸¹を蒙^{こうむり}候数十

人之外^{ほか}は、

御前様之御繁盛を本心より奉願候ものは有^{これあるま}之間

敷^{じく}と勿体無^{もったい}き事に候得とも奉存候故、其節も

御前様御他姓より御養君之御事格別^{おんごと}に

御先代様御志を継せられ御仁政を不被^{おこなわせられず}為行候

而は臣民の心を服せられましくと御請^{うけ}申上候

は、定^{さだめて}而又御覚可被遊候。其節此一事も可申上

哉^かと奉存候得とも

方叟様之御意も承知仕候事、此一大事迂闊に申上

万一御意に逆候而はと、吞声で御時節之至る迄と

見合罷在候内、

方叟様にも御逝去被遊、薄々承知候得は、紋次

郎様⁸² 御仮養子に被為成候様趣⁸³に御坐候⁸⁴。夫に

而は御初入部之節やはれ紋次郎様に被為入

候而、

方叟様にも全く

御前様自然御氣被付候を御待に而、一向私申上

候事などは御話も不被為在候事と奉察候得

は、尚以御時節之至⁸⁵を相待候事肝要と奉存候。／

76・慊堂が初めて資始にお目見したのが、慊堂が掛川から江戸に引越した文化九年（一八一二）中のことだとすれば、このとき資始は十四歳。註63参照。

77・つまるどころ。結局。所詮。【前掲『広辞苑』「畢竟」項】

78・他人がその人に接して持つ好ききらいの感じ。

【前掲『広辞苑』「氣受」項】

79・資始が初めての参勤交代で掛川に赴くために將軍からお暇を下されたのは、文化十四年（一八一七）十一月一日。

【前掲『家譜』卷之五】

・三河吉田藩の天保十年（一八三九）の例をみると、將軍からのお暇頂戴が六月十八日。七月十八日に江戸を発ち、同二十五日に吉田（現豊橋市）に到着している。掛川城下を通ったのは同二十三日で出發から六日目。

資始の初入部の場合、江戸出發と掛川到着の日はわからないが、吉田藩の例からみて、文化十四年中には掛川に着いていたと推測する。

【久住祐一郎著『三河吉田藩・お国入り道中記』（インターナショナル新書、二〇一九年）八二、一七一頁】

・資始が掛川に滞在中の文化十五年（一八一八）三月二日（※四月二十二日、文政と改元）、掛川城下の町屋から出た火が城内にあった龍華院の大猷院殿位牌堂（靈屋）に移り、位牌堂が全焼した。

註55でみたような天災の頻発や一揆、足輕不参問題などに加え、大猷院位牌堂の焼失も、藩士や領民の間の不穏な空気を助長したと考えられる。

【前掲『家譜』卷之五】

・焼失した大猷院殿位牌堂は、翌文政二年に再建に着手、同五年十一月十九日に完成した。

【『静岡県指定有形文化財龍華院大猷院靈屋修理工事報告書』

（一九八〇年、財団法人文化財建造物保存技術協会）一四頁】

・龍華院の大猷院靈屋は、掛川藩主で嗣子のなかった北条氏重が明暦二年（一六五六）、家の存続を願って建立したともいわれる。結局、氏重は万治元年（一六五八）、嗣子のないまま死去し、北条家は断絶している。

【『掛川市観光サイト』「龍華院大猷院靈屋」】

・掛川藩編纂の『掛川誌稿』には、氏重が家の存続を願って建立したという記述はみられない。関係個所の記述は次の通り。

大猷大君原廟 明暦二年、北条出羽守氏重カ願ニ因テ、大猷院殿ノ神牌ヲ申下シ、新ニ廟宇ヲ建テ安置シ奉リ、東叡山ヨリ守僧ヲ招キテ、寺を龍華院ト呼ヒ、燈明料百五十石ヲ寄附セシヨリ、城主代々相伝ヘテ其旧ヲ存ス、此山ハ前ニ云如ク、古ヘ天王祠ノア

リシ所ナレハ、内天王トモ呼ヒシナリ、山高シテ眼界闊シ、松杉樹老テ一点ノ俗塵ナシ、郭中第一ノ幽棲トイフヘシ、

【『掛川誌稿 全翻刻』（中村育男翻刻・発行、一九九七年） 二三頁】

・明治期の演劇活動家依田学海（一八三三～一九〇九）が明治三十二年（一八九九）に掛川を訪れ、龍華院の寺僧から聞いた話の中にも、同四十一年刊の岩田孝友編述『遠江史蹟瑣談』、戦後の『掛川市誌』をみても、氏重が家の存続を願ったという伝承は記されていない。

なお、学海が話を聞いた龍華院の僧は「神仏混淆を禁ぜられしとき、東照宮の像を他にうつし、こゝには三代將軍家光公の位牌をおかれたり」と話し、学海は「太田家は大猷公の時に出身したれば、その像をもって公の霊牌を東照公に代たるなるべし」と推測している。

寺僧の話や学海の推測は、前述の『掛川誌稿』の記述とは異なっていて信じることはできない。ただ、氏重の家存続の願いという伝承は、明治三十二年には寺僧も語っていないことに注目したい。

【『学海日録 第十一卷』（岩波書店、一九九一年） 一二〇～一二頁】

【岩田孝友編述『遠江史蹟瑣談』（亀屋書店、一九〇八年） 七五～七六頁】

【『掛川市誌』（掛川市、一九六八年）一一一九～一二〇頁】
・『掛川市史』は、「氏重は後嗣がないことを悩み、打開の策として幕府に家光の神牌の下賜を願い出て、霊屋を建立したといわれている」と、前記の伝承を紹介しながらも、「当時既に氏重の家名断絶は決定的で、（中略）四年後に六六歳で逝去した氏重が城と領国を幕府に返上する最後の大事業であった。輪王寺宮に頼み上野寛永寺から住僧を招き幕府と掛川藩の将来に安泰を祈願し、名誉を後世に伝えている」と記している。

つまり、大猷院霊屋の建立は氏重が家名存続を願ったことではなく、幕府と（北条家ではなく）掛川藩の安泰を願って建立したとみている。

【前掲『掛川市史 中巻』九二一頁】

・ここで、戦前までの龍華院の概要をみておく。

江戸時代には徳川霊廟祭と掛川藩守護祈願以外は行わず、修理は藩主が行っていた。檀徒はなく、祭日以外は町民・農民の参詣は許されなかったという。明治維新後に太田家が上総に移封となった後、しばらくは静岡藩の掛川分駐士族が護持したが、寺領が上知となり無住時代が続いたため荒廃した。

明治十六年（一八八三）に掛川宿の有志が霊廟の修復を行い、同二十五年に引佐郡奥山村（現浜松市）の方広寺より半僧坊を勧請し、一時は寺勢も回復した。

なお、半僧坊は「厄難消除、海上安全、火災消除、所願満足の権現様」とされ、その御利益に「子孫繁栄」をうたってははいない。

【『日本歴史地名体系 第二二巻 静岡県 の地名』

（平凡社、二〇〇〇年）「龍華院」項】

【『奥山半僧坊大権現』ホームページ】

・戦後については、一九七九年刊行の『ふるさとの思い出 写真集明治大正昭和 掛川』は、龍華院について「戦後は諸々の事情があり、市民の足も遠のいていたが、現在住職海野師の努力で、史跡・文化財として市民の憩いの場に復活されつつある」と記している。

実際、一九七九年一月一日付の『郷土新聞』には、大猷院霊屋にあった徳川將軍十五人の肖像画のうち六点を修復するという記事があり（以善会・佐藤四郎さんの御教示による）、この頃から龍華院が“復活”しつつあったことがわかる。

【関七郎編著『ふるさとの思い出 写真集明治大正昭和 掛川』

（国書刊行会、一九七九年）六〇頁】

【「將軍画像を修復―龍華院家光廟内の六點」(『郷土新聞』

一九七九年一月一日付)】

・以上をまとめれば、明治以降の龍華院は盛衰を繰り返していたが、北条氏重が家存続の願いから大猷院霊屋を建立したという伝承は、少なくとも明治時代まではみられない。

あるいは、この伝承は、戦後の衰微していた時期に言い出されたの

かもしれない。今後、研究が進められることを期待したい。

なお、子孫繁栄というなら、北条氏重よりも龍華院を再建した太田資始の方がふさわしいように思われるが、資始にまつわる伝承はないようである。資始はそれまで跡継ぎがなかったが、全焼した大猷院霊屋の再建に取り掛かってから、嗣子の資功をはじめ多くの子女に恵まれている（註168参照）。

80・すること。しわざ。

【前掲『広辞苑』「所為」項】

81・親切なおおせ。ねんごろな心ぞえ。

【前掲『広辞苑』「懇命」項】

82・文脈から紋次郎は太田内蔵頭の子で、尚太郎の弟と判断できる。

83・物事のなりゆき。

【前掲『広辞苑』「趣」項】

84・資始が仮養子を取る必要が生じたのは、文化十二年（一八一五）四月、將軍の名代として日光に参詣したときと、前述（註36）の掛川初入部のとき。ここでは日光参詣のときのことを指す。

【前掲『家譜』卷之五】

85・「時節之至」は、資始が（道灌の血統を継いでいる）紋次郎を正式に継嗣とするときが来ること。

（続）